

第98回八千代市都市計画審議会議事録

会議名・・・第98回八千代市都市計画審議会

会 場・・・市役所 別館2階 第1・2会議室

日 時・・・令和2年10月30日（金） 午後2：00～午後3：18

出席者・・・【委 員】

飯田委員，山崎委員，北原委員，綱島委員，福田委員，下橋委員，土元委員，
澤田委員，高山委員，塚本委員，佐藤氏（高橋委員代理），根本委員，
那須原委員，高橋委員

【事 務 局】

鈴木都市整備部長，稲村都市整備部次長

（都市計画課）赤城課長，中村副主幹，平野副主幹，青木主事

（公園緑地課）横田課長，高柳副主幹，中村主任主事

公開・非公開・・・公開

傍聴者・・・・・・・・0名

議題・・・・・・・・①議事録署名人の指名

②議案の審議

議事・・・・・・・・以下のとおり

－開会－

－部長あいさつ－

－出席者紹介－

－事務局紹介－

－公開・非公開の報告－

－資料確認－

（北原議長）

今日はお忙しい中ご出席いただきましてありがとうございます。

議事の進行役を務めさせていただきますので，ご協力のほどよろしくお願いたします。

それでは，これから第98回八千代市都市計画審議会を開会します。

本日の出席委員は15名中14名です。八千代市都市計画審議会条例第5条第2項に定める2分の1以上の委員が出席していますので，本日の会議は成立いたしました。

－議事録署名人選出－

(北原議長)

それではこれより議事に入ります。

まず、議事録署名人の指名です。私から指名させていただきます。

本日の議事録署名委員として、下橋委員。

(下橋委員)

はい。

(北原議長)

佐藤委員。

(佐藤委員)

はい。

(北原議長)

お二方を指名いたしますので、よろしく願いいたします。

－議案の審議－

(北原議長)

それでは、審議に入りたいと思います。

今回の議案は、市決定の付議が1件、諮問が1件で合計2件となっております。

議案第1号について事務局より説明願います。

(横田課長)

－議案第1号「八千代都市計画生産緑地地区の変更について」に関して、資料に基づき説明－

(北原議長)

はい、どうもご苦労様でした。

ただいま、事務局より議案第1号の説明がありましたが、ご意見、ご質問ございましたら、お願いします。

はい、福田委員。

(福田委員)

過去毎回同じことを言っていて、次の議題でお話をした方が本当はよろしいのかとは思いますが、先延ばしになったというふうに見えるのですけれども。

平成4年の指定から30年で解除になるということで、法律が変わりましたのである意味先延ばしになったというふうに見えるのですけれども。

毎回お願いしているように、個別の案件についてご説明されて、主な従事者がいなくなるということを駄目だというわけにもいきませんし、それは承認をするわけですが、毎回そう出されて、そうですねって言っているのですが、市全体として見たときに、緑化の計画であるとか、そういう方針の中にこの生産緑地も組み込まれているわけですね。

長期的に見れば、その主たる従事者がどんどんいらっしやらなくなっていくのはもう目に見えているわけですから。

それで結局どういう方針で臨まれているのかという部分は、どこかでご説明をいただきたいというふうに思います。

そうしないと、言葉が悪いのですが、何のためにここで審議しているのか、自分の役割も良くわからないので。

個別の案件については特に反対意見ありませんし、仕方ないことですから承認をしたいと思いますが、全体としてどういう方針で望まれているのかということ、少し長期的な展望の中で、ご説明をどこかでしていただきたいと思っています。以上です。

(北原議長)

はい。どうもありがとうございます。

市として、明確な方針、ポリシーを持って、それをまた説明していただきたいということを毎回ご指摘いただいておりますが、その度に是非と私も毎回同じことを言っております。

この場で断言していただけるとは思いませんが、福田委員のご意見に添えていただければと思いますがいかがでしょうか。

(公園緑地課長)

最初に生産緑地を指定した時に、私が担当をやっておりまして、当時は地価が高騰していたので、それで生産緑地を指定して、地価を安くして皆さんが買えるように、ということで指定していました。

今は、都市にあるべきものということで、防災の観点等もあり、そういうところで指定することになります。

八千代市として、今後追加指定を検討しておりまして、手続きもあるのははっきりと言えませんが、来年度ごろから追加指定をしていこうということで、現地を見てですね、農地としてやっていただければ、生産緑地として指定していこうという考えであります。

あと、道連れ解除というところで、生産緑地の面積要件が500㎡以上ですけれども、まだ決まっておりませんが、300㎡以上であれば指定できるようにしていこう、ということで取り組んでおります。以上です。

(北原議長)

どうもありがとうございます。
福田委員，よろしいでしょうか。

(福田委員)

先ほどご説明があったとおり，買い取った事例は一つもないということですよ。

それから 500 m²以下についてですが，500 m²以下ですから解除された後どういう開発されたかというのも市では完全には把握する必要もなく，していないと思いますが，長期的に見たときに，コンパクトプラスネットワーク等もあって，人口も減っていきますし，市街地を再編していかなければいけないので，そういう中でどう位置づけるか。

八千代市は，非常に農業が充実している市で，大事なことだと思いますので，どういう方針で臨むかというのは，機会があったら勉強させてください。

よろしくをお願いします。

(北原議長)

どうもありがとうございます。大変重要なお意見，ご指摘ですので，事務局は真摯に受けとめていただければと思います。よろしくをお願いします。

はい，塚本委員。

(塚本委員)

今の福田委員に関連した話ですが，市の方針として，八千代市の場合は総合計画や都市マスタープランに，市街地と良好な緑地として 50 対 50 を維持すると明記していて，これは非常にいいことなのですね。

その緑地というのは，市街化区域の中の農地まで計算に入れた面積として算出されていて，今は何とかなっていますが，これから先に宅地開発され，緑地がなくなっていくと。

生産緑地は法律の中で，実際に市街化区域の中の農地が良好な都市公園なのかと，表現自体が，ちょっと曖昧な表現になっていると思うのです。

であれば，あくまでも 50 対 50 を守ると，市街地の中の良好な環境を保全するのであれば，例えば，先ほどの説明の中で 1 件も買取りの実績がないということで，このままでいいのかというのは，市の方針として考えていかなければいけないと思います。良好な都市公園だとしたらですよ。

個人資産なので反対しようと思っていませんが，民間で開発していくのであれば，良好な緑地，都市公園として，市があくまでも 50 対 50 を守る中で，その方針というのはきちんと決めていったほうが良いと思います。要望ですね。

(北原議長)

どうもありがとうございます。事務局よろしいでしょうか。
それでは，高山委員。

(高山委員)

お二人のご意見にも関連するのですが、生産緑地については、これまで30年近くにわたって指定してきているわけですから、残していく、ということだと思うのですね。

お二人も仰っていましたけれども、故障とか死亡とかによる解除っていうのは仕方がない部分ではありますが、例えば、廃止、一部廃止とありますが、なぜ一部廃止で済むのか、もし故障だとすれば全部廃止、ではないのでしょうか。

個別事例になるかもしれませんが、その辺りの説明がもう少し欲しかったと思っています。

合わせてですね、廃止にしても一部廃止にしても、やはり市としての買取りや活用をもう少し検討する必要があるのではないかと。

先ほど塚本委員も仰っていましたけど、良好な緑地としてこれまで保全されてきたのであれば、なぜ買取りらなかったのか。

どういった理由によって買取りをしなかったのかの説明は、この場の意義というのがありますが、ご説明いただけると良いのかな。

大枠で言いましたが、一部廃止に対しましてどう判断されたのかと、その買取りの部分で補足でご説明いただけるのであれば、お願いできればと思います。

(北原議長)

事務局お願いします。

(公園緑地課長)

一部廃止というのは、2名所有の土地でそのうち1人の方の病気等が原因でございます。

買取りですけども、公園緑地課としては、半径250メートル以内に公園が整備されていれば、公園用地としての必要性が低いということから、買取りには至っていないということが、理由の一つとしてあります。都市公園法運用指針の第2版によれば、街区公園に関する誘致距離の標準が250メートルとされておりますので、それを参考にしております。

ですけれども、最初は市が買取りするというのを前提に皆さんにはお話をしてきましたので、財政部局等との調整も必要になると考えております。

市で重要性を見極めて、考えていかなければいけないとは思っています。

(高山委員)

ありがとうございます。今のお話からすると、一応財政部局との調整はされたということですか。

(公園緑地課長)

買った事例は無いと言いましたけども、都市計画道路等については、一部買取申出前に買っております。

公園として買った事例は無いですが、必要性のあるところは買っていかなければいけないと思います。

財政部局と調整したかということですが、今までは公園として必要な場所が無かったので、財政部局とは調整はしていません。

(北原議長)

はい。どうぞ。

(高山委員)

今は公園、緑地として、という意味で仰っていたとは思いますが、緑地として保全するという含め、また、行政全体で、都市計画道路だったり公共用地だったりというところで、必要性があれば買取りは考えていくべきだと思いますので、そういう視点も含めて今後も生産緑地について見ていただくように要望をしておきます。お願いします。

(北原議長)

事務局よろしくをお願いします。

それでは他にご質問ご意見ありますか。

はい、飯田委員。

(飯田委員)

質問ですけども、生産緑地の所有者自身が、畑を耕作している割合がどの程度あるか把握されていますでしょうか。

生産緑地の大半が、貸し農園的に使われているところが多くあるように見えますので。

もし把握していればというのと、もう一つは所有者本人が死亡の場合、相続があったとした場合に、相続人から買取り請求が無ければ、そのまま生産緑地は継続するのか質問です。

よろしくをお願いします。

(北原議長)

事務局よろしくをお願いします。

(公園緑地課長)

1点目ですけども、まず割合につきましては、公園緑地課では把握していません。

生産緑地の買取り申出が来ますと、農業委員会で台帳を見て、誰が主たる従事者なのかというのを確認しますので、把握はしていませんけども、私が担当として当初指定した際には、主たる従事者とその所有者とで半々ぐらいだったかと思いますが、今はどれぐらいか把握していません。そのときの記憶だと半々ぐらいだったかと思いますが。

というのは、所有者が親で、子供が主たる従事者であるとか半々でやっているところもありますので、主たる従事者が1人ではないところが、指定した時にはございました。

もう1点、相続した場合にそのまま生産緑地が継続されるかということですけども、買取り申出がなければ、相続した人がそのまま続けることは可能であります。

(北原議長)

他にいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、これから採決をとります。

議案第1号八千代都市計画生産緑地地区の変更について、賛成の方は挙手をお願いします。

—挙手全員—

はい、ありがとうございます。

全員賛成ですので、議案第1号八千代都市計画生産緑地地区の変更について、原案のとおりで議決とさせていただきます。

それでは引き続き、議案第2号の審議に入りたいと思います。

事務局から説明をお願いします。

—議案第2号「八千代市特定生産緑地の指定について」に関して、資料に基づき説明—

(北原議長)

はい。どうもありがとうございました。

事務局から議案第2号について説明していただきましたが、ご意見、ご質問ございましたらご発言をお願いします。

はい、下橋委員。

(下橋委員)

下橋です。

特定生産緑地にするにあたって、現地を調査されたと話がありました。

全地区を調査したわけですか。

(公園緑地課長)

全地区しております。

(下橋委員)

ほとんど現場が貸し農園になっていますけど、中には生産緑地として好ましくないような使用例があったのかどうか、それが一つ、もう一つは看板が出ていますよね。

前も話したのですが、字が消えてしまっていて何が書いてあるかわからない。

ですから、看板自身は立派なしっかりしたものですけど、肝心の書いてある文字が何も見えないので、ちゃんと書いて欲しいのですね。

市民の人は、生産緑地ってあんまり理解がないと思うのですよ。

ですから、生産緑地についてのわかりやすい簡単な説明文をつけてあげれば、通りがかったときに生産緑地ってこうなっているのだと、市役所がこういうふうな考えで指定している

のかって、理解が進むと思うのですよね。

ですから、そういう意向があるのかどうかお聞きしたいのですが、よろしく申し上げます。

(北原議長)

はい。ご質問と、それからご提言だと思いますが、よろしく申し上げます。

(公園緑地課長)

はい。本来であれば、主たる従事者が管理していただくというのが通常ですけども、貸しているところも中には見られます。

管理上ですね、農地としてやっていただく、やっていただいているというところですね。

やっていないところも中にはあって、市でも指導していますが、指導以上のことについては生産緑地法にも書かれておりませんので、今のところしておりません。

生産緑地の看板につきましては、見づらい部分もありますので、要望はしておりますが、なかなか予算がつかないというところがございます。

(北原議長)

下橋委員、よろしいですか。

はい、それでは根本委員。

(根本委員)

下橋委員の質問と同じところがあって、全件調査をしたということですけども、調査の際には、市としては引き続き特定生産緑地として指定していきたい、ということで照会したのでしょうか。

(公園緑地課長)

そうです。市として、特定生産緑地として指定していきたいということで、現地を見て、しっかり農地としてやっているという生産緑地であれば、同意を出していただきたいということで、意向確認を行っているというところがございます。

(根本委員)

市としては、今ある生産緑地はそのまま特定生産緑地にするのか、市街化区域の緑の空間の確保という観点で、今ある生産緑地はそのまま特定生産緑地に引き続いてという、市の意思がそういうことだということで皆さんにお聞きしたのでしょうか。

(公園緑地課長)

意向の確認は皆さんにしております。

(北原議長)

今のご質問は、市の考えとして、現行の生産緑地で良好に耕作されているものについては、すべて特定生産緑地の指定をする方針なのかどうかという質問だと思います。

(公園緑地課長)

そういう方針としております。

(北原議長)

よろしいですか。

(根本委員)

はい。その結果として同意されたものが、全体の4割。

同意しないというのが5筆で数パーセントあって、残りはまだ意思が示されていないということでしょうか。

(公園緑地課長)

はい。そうです。

今の見込みでは、最初の生産緑地の約7割が指定されるのではないかと見込んでいます。ただ、まだ出てきておりませんので、最終的に確定したものではありません。

(北原議長)

よろしいですか。

他にいかがでしょうか。

はい、澤田委員。

(澤田委員)

元々論的なお話を確認でお聞きしたいのですが、八千代市内全体で生産緑地に指定されている地区というのは、現時点で40%の同意があって25地区ということは、70から80地区を指定しているということでしょうか。

(北原議長)

4割で20数件というのは、その母数になるのが、今回どういうものを対象にして調査し、意向を確認してその4割が出ているのか、その今回の対象全体がどういうものなのかということですが。

(公園緑地課員)

平成4年に生産緑地に指定されまして、現在も生産緑地として残っておりますものが、10月28日時点で39.56haとなっております。

そのうちですね、今年の8月までに同意が取れたものが、先ほど冒頭でお話させていただきましたとおり、約50件程度の方から同意書をいただいております、約4割である約17ha程度の同意が取れております。

地区数で言いますと156地区が平成4年指定でありまして、そのうちの64地区につきまして、全地区内で同意が取れているという形になっております。

今回諮問させていただいているのは、そのうちの一部となりまして、今後の都市計画審議会にて残りは諮問させていただきます。

(北原議長)

はい、よろしいでしょうか。

(澤田委員)

今のご説明でちょっと理解に苦しむ部分があるのですが、平成4年当時で生産緑地に指定したのが156地区でよろしいですか。

(北原議長)

事務局よろしいですか。

平成4年で指定して、その後解除になっているものがあって、今残っているのが150幾つということですか。

(公園緑地課長)

平成4年当時は211地区で約55.34haありました。

それが今はですね、174地区で約47.11ha。最初に言った211ということで、それから現在が174地区、47.11haでそのうちの約7割が指定見込みということで、意向を確認した際の想定ではそれぐらいかなというところでございます。

(北原議長)

澤田委員よろしいですか。

(澤田委員)

そうしますと、今、諮問に上がっているのは25地区ですので、残り150地区ぐらいあるかと。

(公園緑地課長)

実際には174の7掛けなので、もう少し少なくなると思いますけども。

(澤田委員)

今現在、生産緑地として指定されている地区が147地区というお話をいただきまして。

(公園緑地課長)

174 ですね。

(澤田委員)

そのうち、本日上がってきているのが 25 地区ですから、そうすると残り 150 件弱の地区の指定、生産緑地として残っている部分がありますということの理解で、その 7 割じゃないですね、全体で 7 割ですから。

あと 150 地区弱のうちで 3 割程度しか市として、特定生産緑地として指定しないという理解でいいでしょうか。

(公園緑地課長)

同意が取れば指定しますので、174 のうちの約 7 割が指定ということになると、今 25 地区ですから、約 174 の 7 割だと 130 とか 40 だと思いますので、あと 110 地区程度出てくるのかなというところがございます。

そのうち、今回指定しようとしているものが 8 月末のものなので、そのあと出てきたものもございますので、もう少しこれから出てくるのは少なくなるかなというところがございます。

今日決定している以外にも、もうすでに出てきているものがあるということです。

(北原議長)

今回の審議会以降で、また、特定生産緑地の指定案件がかかるということですよ。

(公園緑地課員)

先ほどの説明で、今回の 1 次締め切りを 8 月末としましたので、その対象というかですね、本人の意向確認をすべて取れているというわけではないので、あくまでも最初の意向確認で、7 割程度今後残るだろうという中で、今回審議させていただいたのは、1 次締め切りの 8 月末の期日のものに関して審議をさせていただいておりましたので、その辺りで数の説明が、うまく行き届かなくて大変失礼いたしました。以上であります。

(北原議長)

はい。よろしいでしょうか。

(澤田委員)

ただ、特定生産緑地にするかどうかの同意については、多分 174 地区の所有者の方に送付していると思うのですが、その返答で同意が戻ってきたのが、この今出ている 25 地区の方々ということでよろしいですか。

(公園緑地課長)

今戻ってきているのは、件数で言いますと 55 件でございます。残りがあと 73 件。

(北原議長)

今日かかったのは 8 月末までに回答のあった 25 件というふうに理解してよろしいですか。

(澤田委員)

すみませんが何を単位にしているのか、理解がよくできてないのですが、
地区なのか、筆なのか、ha なのか。

(公園緑地課員)

また説明がわかりづらく申し訳ないですが、先ほど件数でいったものと、128 件中書類提出済みが 55 件、うち今回審議いただいているのが 25 件というところになりますけど、面積ベースで言いますと、同意いただいているのが全体の 43.65%、未提出分でまだ確認が取れていないのは 53.85%という形になります。

(公園緑地課長)

おそらく件数と地区数とで、わかりづらいところがあると思うのですが、

1 地区ということになりますと、そこに何人もいるところがございますので、その件数と地区というのが同じになるということではございませんので、数字の違いが出てきているというところがございます。

(北原議長)

はい、次回も特定生産緑地の案件、審議会でかかるとは思います、その時に全貌のわかるような資料をぜひ添えてください。

(公園緑地課長)

わかりました。件数と地区数で分かりづらくなりましたので、今度は統一した数字で資料を作成してまいりたいと思います。

(北原議長)

澤田委員よろしいでしょうか。他にいかがでしょうか。

はい、高山委員。

(高山委員)

今回、特定生産緑地制度ということで、同意いただいたところと不同意のところということで示されていますが、不同意の方ですけれどもね、今回 5 筆ということですが、参考資料によると、指定しない場合に関しましては、30 年以降指定は受けられない。

けれども、買取り申出をするまでは、生産緑地としての規制が継続されるだけで、税制特例措置に関しましては、それとは別に30年で切れるということによろしいでしょうか。

(公園緑地課員)

30年経過しますと、生産緑地として税制上の優遇措置は基本的に切れますが、いきなり切れると額的なものもありますので、激変緩和措置がとられておまして、時限措置として5年間、激変緩和措置がとられて、それ以降は通常の税金になります。

お手元の資料の下の方に激変緩和ということで、5年間このような形で緩和措置がある、ということになっております。

(高山委員)

その指定と税制措置のところで伺いたったのですが、地権者の方が買取り申出をしようがしまいが、税制措置については激変緩和措置を含めて下のような形になる、ということのご説明なのかなと思いましたが、それによろしいでしょうか。

(公園緑地課長)

買取り申出をした場合は一気に上がります。

買取り申出しなかった場合は、このまま税制措置が受けられるということになります。

(高山委員)

ありがとうございます。

要するにそういうことですね、買取り申出して解除に一举に行けば、特にその緩和措置はないけれども、そのまま申出をせずに行くと、5年間緩和措置を受けて、最終的に解除のような形になるということですかね、解除にはならないですか。

(公園緑地課長)

その場合は解除にはならないです。

買取り申出をしない限りは解除にはならないということになります。

普通に税金が上がっていくといった、名前だけになりますね。

(高山委員)

ありがとうございます。中々そういう方はいないかもしれませんが、規制がかかったまま、税金はかかるということですね。

そういう意味で、まだ期限が来ているわけではないと思うのですが、この不同意に対する、先ほどの買取りとかのですね、先方の買取り申出の意向もあるとは思いますが、そこについても今後対応ということになるのでしょうか。

(北原議長)

事務局，よろしいですか。

(公園緑地課長)

今のところ，買い取って公園にするような場所ではないので，買い取るような予定はない，というところでございます。

今は5か所出ていますが，そこを積極的に買い取っていくというような場所ではない，というところですよ。

(高山委員)

先ほどと同じになってしまいますが，土地をしっかりと見て，あるいは，行政の中でも情報共有して，活用が十分できる土地であれば考えていくべきなのかなと思いますので，要望しておきます。

(北原議長)

はい。それでは事務局よろしくお願ひいたします。他にご質問ご意見ありますか。

はい，塚本委員。

(塚本委員)

これだけたくさんある生産緑地について，現地はどういうふうな確認を，毎年しているのでしょうか。

何が言いたいかというところ，貸出農園にしているか，耕作地になっているのか，非耕作地で荒れているのか，そういうチェックがどうなされているのかわからないのですが。

(公園緑地課長)

今確認しているのは，農地としてあるかどうか，農地をやっていないところであれば，指導をしなければいけないので，そういう確認はしております。

貸しているかどうかの確認まではしていませんが，しっかり農地をやっているか，農地としてなくなっているかどうかという確認はしております。

(塚本委員)

農業委員会制度というのがあるので，行政が回っているのか，各地の農業委員会から情報を集めるのか，方法がどうなっているのかなと思ったのですが。

(公園緑地課長)

一応農業委員とも調整することにはなっておりますが，ここ1年は特定生産緑地ということがございましたので，市の方で確認しております。

(塚本委員)

先ほども他の委員が仰っていましたが、本来、市街化区域の中の農地であっても、良好な市街化の形成をしなければいけないはずだと思うのですね。

八千代市として、人口にしても税収にしても、市のためにはそれがいいかな、という反面、都市公園として有効に活用していく、というのがあって、そこで逆の流れになる。

その中で、都市整備部としてどういう方針でやっていくのかってというのは、決めなければいけないのではないかな。

今回の特定生産緑地制度、これは30年切れても税制優遇されて、そのままいってしまうと。それは市街化区域の中での話ですよ。すると、市の税収について、逆行していくじゃないですけど、そこら辺でどういう意思が働いているのか、その辺がはっきりしないと。

例えば同意書をもらうにしても、行政が土地の所有者にどういう意思で説明するのか。

有効な農地としてずっと存続してくださいよ、と言うのか。

それが、はっきり言えなくなってしまうと思うので、どちらでもいいよということで、この制度が開始されるということになってしまうのではないかなと思うので、その辺りがどちらに進んでいくのかというのは、決めた方がいいかなと思います。

(北原議長)

ありがとうございます。

生産緑地、特定生産緑地ともにですが、やはり市として今後どういうまちづくりをしていくのか、方針の中にきちんと位置付けられて説明されるということが必要だと思いますので、他部局とも十分に情報を交換しながら、そういったことを常に説明していただけるようお願いしたいと思います。

他にご質問、ご意見ありますか。

はい、それでは高橋委員。

(高橋委員)

先ほど18ページの資料について説明されたと思いますが、少し聞き漏らしていたらいけないので、再度確認ですけれども。

この図面の中で黄色になっている部分、行為制限解除地区という部分ですけれども、これは本来であれば、1号議案に載せるところだったけれども、日数の関係で1号議案に付議されなかった部分ですよ、という説明でよろしいでしょうか。

念のための確認でございます。

(北原議長)

事務局お願いします。

(公園緑地課長)

令和3年度の都市計画審議会、除くところでございます。

(高橋委員)

概算でどのぐらいの面積なのでしょう。
大きそうな感じがしたものですから、わかる範囲でお答え願いたいと思います。

(公園緑地課長)

少々お待ちいただけますか、今面積確認いたします。
6,337平方メートルでございます。

(北原議長)

他にいかがでしょうか。
よろしいでしょうか。はい。それでは採決を取らせていただきます。
議案第2号八千代市特定生産緑地の指定について、賛成の方は挙手をお願いします。

— 挙手全員 —

はい。ありがとうございます。
全員賛成ですので議案第2号、八千代市特定生産緑地の指定については、原案のとおりで異議なしとさせていただきます。
どうも、熱心にご討議いただきましてありがとうございます。
これで本日の議案の審議は終了しました。
なお、答申については、私に一任させていただくということでよろしいでしょうか。

— (異議なしの声) —

はい。ありがとうございます。
それでは、本日の議案の審議は終了いたしました。
これをもちまして、第98回八千代市都市計画審議会を閉会いたします。
どうもお疲れ様でした。進行を事務局にお返しします。

(稲村次長)

ご審議どうもありがとうございました。
本日の生産緑地の説明について、わかりづらい点がございましたことについては、お詫びを申し上げます。申し訳ございませんでした。
次回についてはわかりやすく説明ができるように努めて参りたいと考えております。
それでは、今後の予定についてご連絡をさせていただきます。
次回の都市計画審議会は、令和3年1月ごろの開催を予定しております。
今後日程の調整をさせていただきます。
連絡事項は以上になります。

本日は長時間にわたりましてご審議をいただき、誠にありがとうございました。

－閉会（午後 3 時 1 8 分）－

－以上－